

## 『富士御覽日記』の成立とその周辺

森 田 兼 吉

永享四年（一四三三）九月、將軍足利義教は駿河に下向し、富士を遊覽した。その折の紀行が群書類從紀行部三三五に飛鳥井雅世の『富士紀行』堯孝の『覽富士記』作者未詳の『富士御覽日記』と三篇が収録されている。一つの旅をきっかけに三つの作品が存在するのは珍しく、それだけでも目を引くものがあるが、中でも『富士御覽日記』は、類從本の板本で五丁と一行の本文に宗長の書簡一丁と三行が付載されているだけの小品とはいえ、連歌四句を含んでいる点でまず注目される。室町時代から盛んになった紀行文学は和歌入りの紀行として始まり、二条良基のように連歌に堪能な人であっても作中に連歌を記すことはなかった。宗祇でさえ最初の『白河紀行』では作中に載せているのは和歌だけで、連歌は末尾に付載されているにすぎない。『白河紀行』の旅は応仁二年（一四六八）だから、それよりも三十六年前の『富士御覽日記』の連歌記載は重視すべきものであった。未刊未見のものもあろうから確言はしにくいものの、それは作中に連歌を取り入れた最初か、ごく初期のものの一つであった。そのことは日記文学の史的展開に関心を持ちはじめた大学の学生の頃から注目してはいたのだが、深く作品を考察するゆ

りはなかった。近時『日記文学の成立と展開』（平8 笠間書院）を上梓して鎌倉時代までの日記文学については展望することができたことと、石原昭平・三角洋一・守屋省吾等の諸氏と『日記文学事典』を企画・編集していく中での必要性とから、久しぶりに『富士御覽日記』を再読する機会を持つことになった。作品の性格、作者の問題、宗長の書簡が付載されていることの意味など、興味深く、解決を必要とするいくつかの問題の存することに気づきました。これらの基礎的な問題について、日ごろは平安時代の日記文学を読んでいる者のなした、これはささやかな一試論である。

一 將軍義教の旅の性格がまず問題になるだろう。

この旅が多くの人数を揃え、飛鳥井雅世・堯孝という当代きつての歌人をも従えた華やかなものであったことはよく知られている。

『富士御覽日記』には、

同十八日府中。先小野繩手にして、前後左右とよみあひ、御跡はいまだ藤枝。五里のほど何とはなく、つたへつたへ、山も河

もひびきわたりけるとなん。

とあり、五メートルに一人という乱暴な計算をしても四千人にはなる。物見遊山の旅としては常識をこえる人数であろう。統群書類従合戦六〇一の『今川家譜』の今川範政の項に、

永享元年九月十日義教公方駿河富士山御遊覧可被成タメ、駿州へ御下向。今川範政新二御所ヲ造テ奉迎。同月十七日御下着。

和歌ノ御会数日也。其饗応ノ体諸大名モ驚目ケル。富士御覧ノ日記ニ委細所記ナリ。是ハ持氏公モ公方御下向ノ時分、御参会アラバ尋常の喧嘩ニモナシ、内々御退治アルベキ御底意アリテ御下向ト、後二事ノ次デ人モ知ケル。サレド持氏公御風氣ニテ其時分参会ナシ。只御名代ニ上杉房州憲実ヲ参ラセラレタリ。とあり、その少し後に、

持氏公ト御中モヨカラザリシカバ、若シモ東海道ニモ京都ノ御下知ヲ背ク者アラバ、御自身御退治アルベシトテ、富士山御覧トカコツケ、御下向有シ也。

とも記す。『今川記』には二種類の本が存在するが、統群書類従合戦六〇三所収の『今川記』にもこれとはほぼ同じ文が見える。早く井上宗雄氏は今川範政の略歴を記す中で、「將軍義教は鎌倉公方牽制の目的を以て富士見に下向」とされ、この前後の將軍の動向や東國の情勢を詳細に分析・論述された永原慶二氏は「そのねらいはいうまでもなく持氏に対する示威であつた」とされる。「義教に至り富士遊覧などさらに持氏打倒の態度を明確にし、」たと見る史家もある。持氏も幕府への反抗の姿勢をあらわにし、永享十年には永享の乱となり、翌十一年二月自害の結末に至るまでの経緯も前記永原

氏の書に詳しい。堯孝の『覽富士記』は、

七の道風おさまり、八の嶋なみ静にして、よもの関守戸ざしをわすれ侍れば、旅のゆき、さはることもなく、万の民くろをゆづるこ、ろざしをなむもととしければ、いづくにやどりとも心とけ、たのしびおほかる御代にぞ侍りける。爰に富士御覧の御増……

という文で書き起こされているが、これは側近の歌人の寿言であり、これと正反對の世相であつた。「看聞御記」九月十日条には「武家諸大名大略参」とあり、義教が従えた多数の人々は軍勢ともなるものであり、それは持氏への示威・牽制であると同時に、造反反逆するものは退治し、みずからを無事京都に帰らせるための保身の具でもあつた。將軍義教に親しい満済の『満済准后日記』（統群書類従本による。返り点は森田。）永享四年八月二十九日条には、

就「富士御下向事」、關東阿房守内々申入状返事被レ仰付赤松播磨守一。其案文一見了。

というくだりがある。翌晦日の条にも、

自「關東上杉安房守方」重注進。今度富士御下向事ニ就テ、關東雜説以外。仍鎌倉殿怖畏間、為二身用心方一。雖ニ五騎十騎候一、近所者臨レ期馳参事候者。一向無ニ正体一儀可ニ出来一歎。後々雜説又不レ可レ断候。当年事ハ平ニ被ニ相延一候者、尤以珍重可ニ畏入一候云々。

安房守上杉憲実が持氏の將軍への反逆を押さえようとする立場をとっていたという（永原氏）。前掲の『今川家譜』で、持氏は病気で駿河には来ず、名代として上杉憲実をつかわしたとあるが、おそ

らくは事を起こすまいという憲実の配慮の結果であり、持氏の病気は口実にすぎまい。

將軍義教の富士への下向は九月三日に予定されていたが、延引され、結局十日となった。『看聞御記』九月二日条には（統群書類従本による。返り点は森田）、

仰室町殿明日東国へ下向。可レ被<sub>レ</sub>富士御覽<sub>二</sub>云々。管領遠江分国之間、為<sub>二</sub>用意<sub>一</sub>一兩日以前下向。此事管領前管領<sub>山</sub>被<sub>二</sub>仰談<sub>一</sub>之処、枝葉ノ御事と諫申。仍御詠一首、兩人<sub>二</sub>被<sub>レ</sub>遣。

中空になすなよ富士のゆふげぶり  
たつ名にかへておもふ心を

面々感嘆申。是程被<sub>二</sub>思食<sub>一</sub>上ハと申て令<sub>レ</sub>治定<sub>一</sub>云々。但関東<sub>二</sub>有<sub>二</sub>物言<sub>一</sub>。此時下向種々有<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>云々。仍諸大名御前評定、延否未<sub>レ</sub>定云々。

管領は斯波義淳、前管領は畠山満家である。十日の条には、「関東有<sub>二</sub>物言<sub>一</sub>」御下向不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>然之由畠山申留。然而<sub>口</sub>赤松等申<sub>二</sub>勸御下向<sub>一</sub>云々。関東存<sub>二</sub>野心<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>恐怖事<sub>一</sub>歎。数日之儀枝葉事也」とあるのが、二日の文後半の注釈となるであろう。義教の周辺にも富士遊覧を申し留めようとする者もあり、強く勧める者もあつた中で、義教の強い意向により決行されたものであつた。

義教の富士遊覧の折に記された三つの紀行を一覽しただけでは、こうした政情は読めない。また『富士紀行』や『覽富士記』のような伝統的な和歌を主軸とする紀行を読む上では、こうした背景は知らなくても差し支えはないかもしれない。しかし『富士御覽日記』はこうした背景の知識なしには十分に理解することのできない作品

### 『富士御覽日記』の成立とその周辺

であつた。

## 二

將軍義教は九月十日暁に立出、二十九日の「午初刻」（満濟准后日記）に帰着した。雅世の『富士紀行』が十日の暁から二十七日の「武者の宿」での詠歌まで、堯孝の『覽富士記』が立出の暁から「御所に還御のとき」までを記しているのに対して、『富士御覽日記』は、

永享四年<sub>癸</sub>九月、富士御覽の御下向に初の十日京都出御。同十七日、藤枝鬼巖寺に御下着。雨すこし時雨で、暁方より晴で、月はあり明にて、いそぎ御立。同十八日府中。先小野繩手にして、御輿たてられ御覽じて、前後左右とよみあひ、御跡はいまだ藤枝、五里のほど何とはなく、つたへく山も河もひゞきわたりけるとなん。御着府、すなはち富士御覽の亭へすぐに御あがりありて、

みずはいかに思しるべき言の葉も及ばぬふじと予て聞しも  
御返し  
從四位源範政

君がみむけふのためにや昔よりつもりはそめし不二の白雪のように筆が起こされ、日付けのない「遠江塩見坂にて」での義教の御詠計三首と発句一句、範政一首、雅世一首、堯孝二首、綱真居士（山名金吾）の歌一首で本文を終え、宗長の書簡に続いている。義教の京都立出から駿河国府中までの記述は一切なく、終わりの駿河国を少し西に外れた遠江国塩見坂で、記述や歌のほとんどは駿河国内のものであつて、義教に供奉した者の手によるものではなく、出迎えた駿河守護今川範政サイドの人によって書かれた作品である

ことは一読してわかる。ただ書簡のぬし宗長の作ではないことは、宗長の生年が永享四年より一六年後の文安五年（一四四八）であることを確かめても、書簡の「此記いつこも」次第ならずみえ候て、然本尋出候て御なをし候て可レ然存候」という書き出しその他の文によつて自明である。

荒木良雄氏は、『今川記』（史籍集覧本）の終りに、この記と同じ内容があることを指摘され、本書が今川範政と將軍を始め人々との唱和が主になっていること、上記のように駿河での和歌・連歌のみが挙げられているなどから、駿河国にいた今川範政の手に成つたものらしいと述べておられる。また白井忠功氏は、荒木氏の説を承け、さらに、「雅世、堯孝の二書が私歌集的な性格を持つのに比べて、『富士御覽日記』が將軍・範政らの贈答歌が集められたものであり、將軍が駿府滞在中の三日間の記事であつて、『紀行文文字学』と思われなところがある。即ち、記録的和歌集の性格を持つものであることも指摘され、義教を欽待した範政の手になるもののようにであると、荒木氏の説を肯定しておられるが、後述のように別説も用意しておられる。

『今川記』には二種の存在が知られている。一つは荒木氏の指摘された史籍集覧所収本（改定史籍集覧別記一四四所収）で、統群書類従（合戦部 六〇二所収本も同種の本である。五巻のうち四巻は、巻四の末に「右四巻を前代の聞記と云。是ハ駿州蒲原住人齋藤道齋七十歳時記之者也」とあつて、齋藤道齋が聞き書きしたものを中心として著したもので、巻五には今川氏親が制定した分国法「今川仮名目録」と氏親の子義元の「仮名目録追加」とが収められ、増補さ

れた形になっている。いま一つは統群書類従六〇三所収本だが、これは『今川家譜』を幹に巻首巻末に増補を行った形の本で、末尾に、右今川伝記上下者、延宝第五曆於二東府一以二備筆一写置焉。系図富士記等者、宝永乙酉林鐘於二上陽確氷河辺狼愚菴一技者筆而書写之納二文庫一 歎水子印

とあり、延宝五年（一六七七）に『今川伝記』（今川家譜）が書写され、巻首の系図や巻末の『富士記』等は宝永二年（一七〇五）の書写であることがわかる。この本では『今川家譜』の巻末に『富士記』として「永享四年壬子……」以下の『富士御覽日記』と同内容のもの他が記され、前者では巻三の末に「以上」とあり、「永享四年壬子九月十日……」以下の文と歌が続いている。もつとも同内容といつても、『今川記』付載のものは散文部分が『富士御覽日記』よりも少く、歌数はそれより多く歌順も異なるのだが、そのことは後に詳述することとして、『今川記』付載のものにも宗長の書簡がつけられているのは注目してよい。この宗長の書簡はどのような性格のものであり、『富士御覽日記』とはどのように関わるものなのだろうか。『富士御覽日記』の類従本によつて全文を示そう。

此記いつこも、次第ならずみえ候て。然本尋出候て御なをし候て可レ然存候。

諸大名御供衆、其外の外様衆、奉公奉行衆、旅着、雨がさ川本、人夫三十人、下男已下白米雑事雑具各同。如レ此味細の事しるし候事いかゞにては候へども、昔の御太儀をもしろしめさせむためにて候。御分国は当国までの御事にて候ける。其内寺社本所領御成敗にあらず。いかゞ如レ此の御まかなひ御申候ける

や。諸大名宿所には御風呂湯殿の御用意、御樟甘荷、卅荷、羹物已下毎日の事共を臨川坊海什具に物語候し、かたるやうにおぼえ書にて候。只昔のことをくはしく御しり候へば、自他の忠の程をもしろしめすべく候。委細に御知り候て、扱御しり候はぬやうに何事も又大やうにや候べからん。大名にも高下しなぐ御わたり候へば、げにも御供衆外様奉公衆どもの次第わけぐ御知候て肝要候。此一冊にも、細川下野守、同右馬守、山名中務大輔などは御供衆とみえ候。こ、もとむまれかはり候て、御案内のみにて有げに候。都鄙みだれはてんことは何事もく差異候はぬやうには候得ども、昔よりの次第は御存知候ては、よく候はむずらむと、注候ではよく御座あるべきと存任申上候。返々物しり顔。一笑々々。

八旬有余宗長。

この文章のうちの最初の「此記」から「可レ然候」まで二行分は「今川記」付載本にはなく、「八旬有余宗長」の部分が五巻本「今川記」では「八旬有余書之」と変わっており、「今川家譜」の一写本（今川伝記）に宝永二年（一七〇五）に書写して付記されたと思われる「富士記」では欠いている。

「此記」以下の二行は、「富士御覽日記」と書簡主文とを結びつける重要な存在であった。書簡には書き手が臨川坊海什から聞いたという、かなり昔のはなやかで派手な饗応、もてなしぶりが語られている。それと教訓が中心なのだが、こうした昔語りや教訓が偶発的になされたものではなく、「富士御覽日記」との関わりでなされたものであることは、「この一冊にも、細川下野守……御供衆とみえ候」

『富士御覽日記』の成立とその周辺

の文によつて明確である。この書簡には、何のときはなやかなもてなしなのか書かれてはおらず、独立性には乏しいのである。したがって、「此記いづこもく」以下二行の文は、本来あったもので、しかし、『今川記』には直接必要はないため、『今川記』に入れられた折に省かれたと推定するのが妥当であろう。宗長の名の部分が「書之」となっているものも、書いた人の名がないのは不自然だし、後に述べることも関わるが、書簡の書き手が宗長だということは不自然ではなく、それでよくわかる。ただ「前代之聞記」という『今川記』には書簡の主は必ずしも重要ではなく、恣意によつて省かれたり、誤写されたりする可能性は高い。「八旬有余宗長」の部分がそっくりない本についても、同様な事情は考えられる。

この書簡は宗長が「富士御覽日記」の一写本をある人に贈ったとき、それに添えられたものとみなされる。その贈られた人とは、文書の内容からして、今川氏の当主だと推定される。ここに語られているように故事をよく知っておく必要のある人、委細を知った上で知らないような顔で「おおやうに」ふるまう必要のある人、大名の高下品々、御供衆か奉公衆かなどまで知る必要のある人、という条件にあてはまる人物を今川氏の中に求めるならば、当主以外には考えられないのである。

宗長は享祿五年（一五三三）に八五歳で亡くなっている。「八旬有余」を八一歳以上とすれば、享祿元年（一五二八）から同五年までのことで、その間の今川氏の当主は今川氏輝である。氏輝は名將の誉ある氏親の子で、大永六年（一五二六）六月に没した父のあとを承けて家督を継いだ。範政——範忠——義忠——氏親——氏輝と

いう系譜である。家督を継いだのは元服の翌年でまだ一四歳。勝俣鎮夫氏によれば「幼少のため家中の統制が不十分で、家臣の横暴がめだつた。そのためか、母の寿桂尼が後見役として国政を行なつたらしく、享祿年間（二五二八―三三）には氏輝の判物のかわりに、寿桂尼の朱印状（印文「歸」）が出されている」といふ。氏輝の母の朱印状が見られるという享祿年間はそのまゝ宗長の「八旬有余」のときと重なっている。

「昔よりの次第は御存知候（は）ではよく御座あるべきと存申上候」といふこの書簡はそのような時期の氏輝にあてられたものとしてまさにふさわしいであろう。

宗長は駿河国島田の住の鍛冶の子で、その生涯にわたつて今川家と深い関わりを持つていたことは彼自身が『宇津山記』や『宗長手記』に詳しく書いており、今川家ぬきにその伝の語られることはまづない。特に文明十一年（一四七九）一二月に七歳で家督をつぎ、大永六年（一五二六）五十四歳で没するまで今川家の主であった氏親とは親しかった。永正一四年（一五一七）正月、武田信虎と弟たちとの武田家の内訌に信虎に味方して甲斐勝山に軍勢を送つていた氏親は、宗長を使者として事なく兵を撤退させようとした。「五十日にをよび、敵味方にさまざま老心をつくし、まことにいつはりうちまぜて、三月二日、二千余人、一人の恙もなくしりぞき」と宗長は『宇津山記』にしている。また、『宗長手記』大永二年（一五二二）の記では、越前の知人を訪ねる旅で駿河国宇津山の東麓柴屋庵を出立、懸川（掛川）の朝日奈泰能の亭に逗留し、その父で今川氏親の武將泰熙の城について触れた後、ここを本拠にした泰熙の

「粉骨戦忠の次第」を詳しく記している。それにからむ氏親の何度の出陣についても述べられており、氏親の戦陣にまで宗長が関わつていたことが推測される。この泰熙の粉骨戦忠の記事が『今川家譜』にはそのまま採られている部分のあるところを指摘された島津忠夫氏は、『今川家譜』が基にした「柴屋（宗長）作の仮名の伝記」の存在を重視しておられる。「今川家譜」には長文の編者の後記があり、それによれば同書は宗陰沙阿弥の子が天正四年（一五七六）に染筆したものであるが、そこに「柴屋作ノ仮名ノ御伝」が出てくる。島津氏とは私の読みは若干異なるので、本文を引きながら解説を加えて述べよう。

今川一流ノ御伝礼ハ、初祖心省入道殿ヨリ以来皆御他界被成テ、御中陰ノ内ニ雨降レバ是ヲ硯水ニ受テ墨ヲ摺、先行御一代ノ伝ヲ書付候事、上総介氏親ノ事、増善寺殿御代迄不絶ヘ。是御家ノ例法也。

今川一流の伝は、初祖心省（範圍）のときより代々氏親（法名増善寺喬山）にいたるまで、中陰中の雨の日に雨滴を硯の水として書くのが例法だったという。氏親の場合、

喬山様御遠行ノ御中陰ニ右之通書付申候時分、大上損御所望ニテ大原和尚ノ一冊ニ縮候テ交ニ被遊候。

とあり、例法通り中陰中にその伝が書かれた時分に大上様（氏親室寿桂尼）の所望で、大原和尚が一冊に縮めたという。大原和尚とは氏親からその子義元の養育を託された太原崇孚（たがひ）であらう。また一冊に縮めたというのは、氏親の伝をというのではなく、歴代の伝を一冊に縮めたものと解せる。それは漢文体のものであつたらしい。

是ハ中ノ我等躰ノ文盲ノ輩不及御言ナレバ 亡父宗陰沙阿弥  
屋形様へ申上、米代ノ御為ニ柴屋老人ニ頼ミ、右ノ巻物ノ中  
ノ御伝ノ有益ヲ仮名ニ略、是ヲ一通令書写、建徳ノ明神ノ社檀  
二籠置候処ニ、去ル永祿十二(一六三九)年御屋形様御館御退去ノ時分、  
代々御重書モ大原ノ御作ノ御伝モ皆焼亡。……

今川家の伝は、(1)代々の中陰中に書き継がれたもの(A)、(2)Aを  
太源崇孚が一冊に縮めたもの(B)、(3)Bを宗長が仮名書きにしたもの  
(C)と三種類が作られていた。そのうちAは永祿十一年——『今  
川家譜』の本文の引用は前にも用いた続類従六〇一本によるが、誤  
まりと思われる箇所は『今川伝記』(今川家譜)に系図、富士記他  
を増補して成った続類従六〇三『今川記』によって訂した。(一)  
を付けて傍記したのが訂正本文である——(一五六八) 一二月、今  
川氏真 御屋形様が武田信玄の進攻によって駿府を捨て、掛川城に  
敗走したときに焼け、Cだけが残ったことになる。宗長の作といっ  
ても上記のような事情での成立で、宗長の編とも著ともいいがたい。  
『今川家譜』はその宗長の作をも直接傍に置いてではなく、「古の柴  
屋作の仮名ノ御伝ノ大躰、老筆イタシ処々忘却仕候得共思出ル」  
任七、病勢ノ隙々ニ旅宿ノ慰ニ染筆書集」めたといひ、同書が記憶  
で書けるはずもなく、一種の虚構と思われる、島津氏のように「今川  
氏の武勲を記録する合戦記に、連歌師宗長がかかわっている」とい  
うより、合戦記に宗長の書いたものが利用され、宗長の名が利用さ  
れているといった方がよさそうなのだが、今川氏における宗長の位  
置の重要さはここでも確認しうる。

宗長にとって氏親の死は大きな衝撃であった。『宗長手記』大永

『富士御覽日記』の成立とその周辺

七年(一五二七)条の奥津での記事中に(岩波文庫本による)、  
大永六年六月廿三日、喬山御他界の飛脚、臨川庵より山城新酬  
恩庵七月廿九日到着。

と書き起こして氏親との関わりを述懐している。そして、  
抑此四月より罷下、国の躰次第承、又見及申候。何事もうつ、  
とも候はぬ御事のみにてこそ。ことしは幾程も候はぬに、如  
此かはりはてたる御事にやと驚人、罷過候。……

と氏親没後の駿府の変わりように驚き、その思いを朝比奈泰以に書  
き送り、その書簡の写しをも載せている。

何事も過去のみ罷成候事、歎入事にて候。喬山も十ヶ年先より  
御心も御中風気につきて、御成敗の様も、調儀の御思案も、い  
かにぞやと、承及候事のみ候し。今はまた、又はたちの御内、  
御わらは心の御程は何事も御心のほどおさまりがたく、奉公の  
人にも心にまかせらるべし。されば、此度当国罷下、我等躰ま  
で、雑言、空事傍若無人の事のみ耳にみち候。……

と、ここでも「はたちの御内」(実際は一五歳)の氏輝の治世の混  
乱を歎いている。このような状況をふまえれば、宗長が『富士御覽  
日記』の一写本にあのような教訓的な書簡を添えて氏輝に贈った理  
由もはつきりと理解できるのである。

範政は將軍義教の富士遊覧のための裏の意図を十分知っていたら  
うし、関東の持氏側の反応もむろんよくわかつていた。その上での  
大接待は將軍への恭順の姿勢を内外に再確認させることでもあっ  
た。その盛儀の記と海付から聞いた大接待の昔話から始まる教訓的  
な書簡を贈ることによって、氏輝に偉大なる今川氏の当主としての

自覚をうながしたものと理解される。

三

『正広日記』は歌僧正広が文明五年（一四七三）駿河に下ったときの紀行だが、そこに、

むかし今川上総介範政老僧歌の友として朝夕ともなはれしかども、今は世中うつりて知人もなし。中頃臨川坊とて都にてみし人府中に住侍るが、くだりたる由ききて、せうそこありて、（中略）などありて、迎をたびたるに思立侍る。

とあり、『宗長手記』に、

正広先年下向、又此磯に誘引して、三保が崎あたりまで舟をこがせて……

とあることから、この頃臨川坊・宗長・正広の三人が「駿河国で会つていようであるから」宗長が書簡で臨川坊海什から聞いた話として記しているのは「そのころ聞いたところを晩年に想起してしたためたものであろうかと思われる」と井上豊氏は指摘しておられる。白井忠功氏は、このことと、『富士御覽日記』で、雅世の「雲やこれ」の歌を嫡真居士山名金吾の歌に、堯孝の「白妙」の歌を雅世の歌に誤まっていることから、この作品は「(1)今川範政の手記。(2)範政の手記を宗長が書写。(3)臨川坊の語るところを宗長が書き記す」のいずれかによって成ったものという推測を「(3)説が有力であると思われるのは早計であろうか」としておられる。

臨川坊は府中（駿府）に住んでいた。宗長も駿府で多くの年を暮らした。『宗長日記』には「臨川庵」という呼称が二度見え、島津

忠夫氏は岩波文庫本の脚注で「未詳。駿府の禪林の一塔頭で宗長の駿府における居跡か」としておられる（P.一三五）。海什の臨川坊と関わりもありそうで、この二人には会う機会は多くあったはずで、宗長が海什から昔話を聞いたのは文明五年とは限定できない。

『富士御覽日記』は海什が語ったところを宗長が記したというのは、どうであろうか。もしそうならば、宗長が氏輝に贈ったものが原本としての性格を持つわけで、「此記いづこもく次第ならずみえ候て」というのは、海什の語りの正確性への疑問ないしは自己の記し方の不確かさをいうと強いて解してみても、「然本尋出候て御なをし候て可レ然存候」というのは他の写本の存在の可能性を考えての言としか考えられず、海什の語りを宗長が記したものでありえない。

では範政の作なのであろうか。範政は『源氏物語』の梗概・注釈の書である『源氏物語提要』の著者としてよく知られ、歌人としても著名で『新続古今集』に二首採られている。『富士御覽日記』を書いたとしてもおかしくはない。しかし、もし範政の作であるとすれば、今川家に大切に保存されているはずで、宗長が誤りの多い写本を氏輝に贈るいわれはない。それに宗長の書簡の中でも範政の御作であると述べられるはずで、「此記」「可レ然本」「此一冊にも」などという書き方も少なくとも宗長は範政作という考えを持っていなかったことを物語る。今川家と深く関わり続けた宗長の判断は信頼できるのである。範政作者説は否定せざるをえないであろう。

『富士御覽日記』は書き手の個性の感じられない作品である。同



じ折の「富士紀行」と「覽富士記」には作者雅世や堯孝の感慨が地の文でも述べられ、詠歌も作者のものがあくまで主体なのだが、この作品には筆者らしい者の姿はどこにも見えない。もつとも群書類「従本や内閣文庫のような形の『富士御覽日記』と宗長が氏輝に贈った本とがまったく同じ形のものかどうかには疑問もある。「今川記」所載のものを見ると「富士御覽日記」と歌順の異なるところがあり——たとえば「日記」の10番歌までが「今川記」所載では1234561617187の順になっている——、「日記」には見えない歌や句が存する。改訂史籍集覽本「今川記」の本文によって示せば、

よもの海風も治るころとてや雪のみ積もる富士のしば山

範政

旅衣たちぞかねぬる雲だにもか、らぬふじの名残おしさに

公方義教公

雨風もさはりもなきに富士の根の神のかけひく程はしられつ

範政

すなをなる君に任て日の本を心やすくや神もみるらん

同(範政)

つたなさまおろかなるをももらさじの神の恵を身に知(ら)れぬる

義教公

の五首と、この作品の一つの特色である連歌で、「富士御覽日記」では、

御前にして一折御連歌御発句、

いく秋のやどのひかりぞふじの雪

御脇

範政

「富士御覽日記」の成立とその周辺

霧もよばぬ松のことの葉

御第三

有明の月をあふぐや朝ぼらけ

と第三までであるのに、

雲路たゞしきはつかりのこゑ

祖阿

千町田はみなかりしほのときを得て

常盤

と第五句までを記し、脇の作者を持信、第三の作者を範政としている。

このような異同はあるのだが、前にも引いた「永享四年壬……」で始まる書き起こしの文は一致しており、

おなじあした、御わたばうしまいらせらるべきよしありて、やがて御ひたにうちをかせ給て、

という文が、傍線部の最初が「同廿日朝」、次の傍線部二字がないだけで一致しているなどして、別種のものであったとは考えられない。「今川記」に載せるときに地の文などの省略などはあったかもしれない。現在見られる「富士御覽日記」と宗長が氏輝に贈った本とは、形態もそう大きくは変わっていないと見てよいであろう。私はまだ「富士御覽日記」の写本をそう多くは見えないのだが、管見に入っただけのものも宗長の書簡を併せ持っている。そして宗長の書簡が付載されている以上、現在見られる「富士御覽日記」は今川家の本によっているわけで、「今川記」所載のものと同祖本を共有していることがわかる。宗長が氏輝に贈ったものが共通祖本で、そこから「富士御覽日記」も出ているのである。歌順はまだ検討の余地はあるが、歌数は「今川記」所載本程度で、形態や地の文は類従本や

内閣文庫本等に見られるようなものを原型本の輪郭と見てよいだろう。ただしその原型本とは宗長が「いづこもく次第ならず見え」というもので、原本との距離は不明としかいえないのだが、少くとも原型本においても、記者の感情・感慨を表現せず、作者自身の詠歌を中心にしたものではなかったことは確かで、原本においてもその性格は変わらなかったと考えるより他はないであろう。

『富士御覽日記』中の詠歌は、『今川記』所載のものをも足して数えれば、將軍義教のものが十三首と連歌（発句）二句、範政のものが十四首と連歌一句で、この二人のものが群を抜いて多く、次は雅世の五首である。前述のように作者は範政ではない。となれば、今川家の、範政に侍しただけが、將軍と範政の歌を中心に記録・整理したものが『富士御覽日記』だということになるだろう。「記録的和歌集の性格を持つ」という前にも引いた白井忠功氏の指摘は当を得たものであった。ただ、範政の指示によって書かれたというような、公的な性格のものではなかったろう。これも白井氏が指摘されたことだが、『富士御覽日記』では「おなじあした（二十日）の詠歌中にある「雲やこれ雪を戴くふじのねは」の歌の作者を嫡真居士山名金吾としているが、雅世の『富士紀行』の十九日の条によれば雅世自身の歌であり、また白井氏は例示しておられないが、二十日の清見が関での嫡真居士の「けふか、ることばの玉を清見湯」の歌も『富士紀行』によれば雅世の作である、というような作者の誤りが『富士御覽日記』にはある。『富士御覽日記』の二十日の朝の、『雅世朝臣飛鳥井殿」として記される、

富士のねも雪を戴く万代によろづよつまん綿ほうしかな

白妙の高ねばかりはさだかにて日かげ残れる山のはもなしの二首めが堯孝の『覽富士記』十九日の条によって堯孝の作であるとかかるのは、二首目の作者名が伝写の過程で落ちたと考えられるが、『今川記』本ではこの二首の順が逆であり、この二首に続くのが堯孝の作であることからすれば、やはり『富士御覽日記』の作者名誤記であろう。

日付の誤りも大きな問題である。「雲やこれ」の歌も「白妙」の歌も『富士御覽日記』では二十日の詠であるのに、他の紀行では十九日の作となっている。この二首共、

おなじあした、御わたほうしまいらせらるべきよしありて、やがて御ひたひにをかせ給て、

という地の文に続く歌の中のもので、この前の日付は「同廿日御詠」とあるもので、『今川記』本でははっきり「同廿日朝」となっている（「同廿日御詠」の句は『今川記』本にはなく、その条の三首はこの綿帽子の文中の九首目の後に続いている）。しかし、綿帽子にかかわる記事や綿帽子を詠み込んだ將軍の歌は『富士紀行』『覽富士記』共十九日のこととしており、両記が一致するその方が正確なはずである。少なくとも詞書ふうの文に続く歌（『富士御覽日記』では九首）は、本来十九日のものが二十日の作と誤認されて記されているわけである。今川範政に近侍して終始直接詠歌に接した人の作ではなく、聞き書きによってまとめた部分もかなりあると思われる。まさに宗長のいうように「いづこもく次第ならず」というものだが、今川家にもそれを訂するよう本はなかったと思われ、作者や日付の記載の誤りは書かれた当初（原本）からのものであつ

たと推定される。

將軍一行の隊列の長さ（人数の多さ）を「……五里のほど何とはなく、つたへつたへ山も河もひゞきわたりけるとなん」と伝聞の形を用いてまで記しながら、たとえば海舟が語ったような今川家の用意のほどは何も記されてはいない。『覽富士記』に、

この国の守護今川上総介（範政）、御旅のおまし、かざり、ゐたち、けいめいし侍るうちにも、雪のつもれらむすがたを上覽にそなへ侍らばやとねんじわたりけるに、昨日の雨彼山の雪なりけり、今日しも白妙につもれるけしき、富士権現もきみの御光をまちはおはしましけるとみえて、あやしうとくぞおほえ侍る。（十八日）

とあるような叙述は一切ない。今川家の、範政の側近とまではいえない、しかしある程度は近くに侍ることのできるだけだが、將軍義教と当主範政の詠歌を中心に、京から下向した大歌人や大名衆など駿河に集った人々の歌を私的に書きまとめたのが『富士御覽日記』なのである。白井氏のいわれたように、紀行とはいいがたい。聞き書きの部分も含まれているだろうとも述べたが、全体が打聞きというわけでもなく、自己の見聞の部分も多いであろう。「永享四年壬九月」「初の十日」「同十七日」「同十八日」「十九日のあした」「同廿日」「おなじあした」「同日」というように日付意識が強く、形式的には歌日記に近い。天正四年（一五七六）に染筆されたという『今川家譜』にも「富士御覽ノ日記ニ委細所レ記ナリ」と見え、日記という書名は古くからのものであつたらう。自己の表出を目的としない、自己の詠歌を記すことも考えていない、あまり類のない作品で

『富士御覽日記』の成立とその周辺

ある。

それにしても連歌六句の記載には注目される。鎌倉時代、飛鳥井雅有の『春の深山路』は、かなで日次の日記の形を採り、連歌の会の記事は多く見られるが、連歌そのものがそこに記されることはなかった。伝統的な紀行ではないからごく自然に連歌も載せられたということもあるが、歌日記だから連歌が書き留められたという必然性があるわけではない。ここに連歌が記されているのは、連歌の重みを十分に感じていた人によつてこの作品がまとめられたという事情もあるのではないか。たとえば連歌の第四・第五をつけた祖阿とか常盤とかいった連歌の席に召された人たち、それも祖阿のような連歌師が作者として想定されるのである。だからこそ『富士御覽日記』の写本が今川家にはなく宗長に伝わつていたのであろう。連歌が紀行に取り込まれる前史として、『富士御覽日記』はさらに考案が深められなければならない。

注1 東山時代の連歌素描 歴史教育 昭36・8。

2 『中世歌壇史の研究』（昭36 風間書房）P9二。

3 『下剋上の時代』（日本の歴史10 昭40 中央公論社）P三〇。

4 熱田公氏編集執筆『鎌倉・室町・戦国』（井上光貞氏他編 年表日本の歴史3 昭56 筑摩書房）P一四二下段。

5 『国史大辞典3』（昭58 吉川弘文館）の「室町幕府管領（執事）一覽」による。

6 宗長の伝については木藤才蔵氏『連歌史論考上 増補改訂版』（平5 明治書院）第十章の二の1「宗長の生涯」による。

- 7 『中世文学事典』(昭36 春秋社)
- 8 『富士御覽日記』考 立正大学国語国文五 昭41・3。『中世の紀行文学』(昭51 文化書房博文社)による。
- 9 『国史大事典1』(昭54 吉川弘文館)の「今川氏輝」の項。このあたり類従本の前引の部分には誤りがあると思われるので、奥に本文とは別筆で「此一帖永井伊賀守尚庸書之」とあり、『本朝通鑑』の編集奉行などを務めたことでも知られる永井尚庸が書いたという伝えを持つ内閣文庫本によつて訂した。
- 11 連歌師の生活―宗長の場合― 文学・語学五三 昭和44・9
- 12 『国史大事典8』(昭62)の「太原崇孚」の項、及び大和田哲男氏(写真水野茂氏)『戦国今川氏―その文化と謎を探る―』(平4 静岡新聞社)を参考にした。
- 13 『群書解題 第十一』(昭35 統群書類従完成会)「紀行部」の『富士御覽日記』の項。